

令和2年度 第1回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和2年7月3(金) 午後2時30分～
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

(出席者) 小寺会長・船木委員(細谷委員の代理)・堺委員・中村委員・山崎委員・木下委員・太田委員・皆木委員・中西委員・木村委員・阪本委員(順不同)

(欠席者) 芝田副会長

## 1. 開会

事務局：(傍聴者の報告)

(会議成立要件の報告)

資料の確認

会長：挨拶

委員自己紹介

## 2. 議事

会長：案件1「令和元年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

事務局：説明

- ・いじめの認知件数の比較(小中学校別)

成果 国の定義に基づいた「積極的な認知」の推進

中学校においても「積極的な認知」が進んできたようで、数値が増加傾向にある。

課題 小学校低学年は数値に表れやすいが、高学年は気持ちを隠すことがある場合がある。アンケートの内容について学校で検討。

また、学校間の格差についても学校へのヒアリング等により、捉え方の差を埋めていく。

- ・学校いじめ防止基本方針の改定を各学校においてホームページに掲載
- ・小学校管理職以外の生活指導教員の育成

会長：認知件数が増えていますが、認知の中身についてはどこでわかるのでしょうか。

事務局：アンケートの中での質問に当てはまれば1件となります。半数が、「ひやかし、からかい、悪口、おどし等、嫌なことを言われる」という内容で、最も多い状況です。続いて、「軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、けられる」、次に「仲間外れ、集団による無視をされる」、他には、数は多くはありませんが、「パソコンや携帯電話による誹謗中傷」についても件数が上がってきています。

中村委員：アンケートは記名式でしょうか。

事務局：記名式です。

中村委員：では、名前がわかるので、各学校で対応をされているということでしょうか。

事務局：各学校が聞き取りをして対応しております。

中村委員：内容は軽くひやかされるようなものから暴力的なものまであるようですが、学校によって数のバランスは異なるのでしょうか。

事務局：学校によって差がある状況です。

会長：いじめの認知への対応は、学校が行うものでしょうか。全市で取り組むものはないのでしょうか。

事務局：基本的には学校単位での対応になります。重大ないじめ事案については、市教委と連携して対応します。

会長：重大な事案について去年はなかったのでしょうか。

事務局：去年は1件ございました。心身に重大な被害が生じた事案として対応いたしました。

会長：他にご質問はございませんか。

私から質問がございます。寝屋川市が昨年、機構改革をされ、いじめ0対策として、市庁部に監察課を設置されましたと聞きました。いじめの初期段階から第三者視点で対応をする機関ということです。市民からの通告や学校からの通報を受け、弁護士資格を持ったスタッフやケースワーカー10名程度が対応をします。刑事告訴や民事訴訟を行う場合に弁護士費用の一部を市が助成するという事です。この内容についてご存じの方はいらっしゃいませんか。

堺委員：子ども家庭センターでは認識はしておりません。

山崎委員：民生委員の7市の会合で、寝屋川市長からお話を伺いました。学校単位に任せると隠す恐れがあるということで、市が直接対応をすることになったと聞いております。

会長：都道府県でそのような対応をされることは想定されますが、市独自で行うことについては、いかがでしょうか。

事務局：寝屋川市の体制については存じ上げておりませんが、いじめ根絶に力を入れる機構改革だと思われます。いじめはデリケートな問題ですので、いじめを起さない体制作りも一つですが、福祉部局の視点といたしましては、子どもの環境を整え、気持ちの改善を図り、いじめを減らしていく考え方があります。

会長：学校では隠す恐れがあるというお話があったことについては、いかがでしょうか。

木村委員：教育委員会として、そのようなお話が出たということは真摯に受け止めさせていただきます。学校では組織的にいじめを発見する仕組みを各校のいじめ防止基本方針に沿って取り組んでいます。課題としましては、意図的に隠すというよりは、担任が自分の中で消化して報告ができていないケースなどがあることについては、起こりうる危険性はございます。寝屋川市の体制につきましては、弁護士に法的なアドバイスがいただけるということは利点だと思います。本市でも市の弁護士に相談をすることはございます。また、大阪府のいじめ虐待等対応支援体制構築事業の力をお借りしながら対応をしております。子どもたちがより安心・安全に学校に通えるように今後も取り組んでまいります。

会長：他にご質問はございませんでしょうか。

それでは、次の案件「その他」について事務局からお願いします。

事務局：案件2「その他」

・いじめ防止のチラシの内容について

会長：このチラシはもう回覧されているのでしょうか。

事務局：7月に地区回覧を行う予定です。

中村委員：このチラシに「近所の子どもを知り、挨拶をしましょう」とありますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で見守りが十分にできていません。田原地区では、ライフセーバーズ、子ども見守り隊が、登下校の時間帯に見守りをするのですが、今年は不完全な状況です。6月に子どもが不審者に声をかけられるようなことがあったそうです。その連絡が青少年指導員にも回ってきましたが、今年は特に、見守りが完璧にできない状況にあり、いじめに関しても見つけることは難しいのではないかと感じています。

事務局：ライフセーバーズはPTAのOBが母体となり、子どもたちと農作物を育てるなど、田原地域で縦のつながりを作っていただいている認識があります。いじめを起こさないような事業につながると思っています。四條畷にも以前は各地域にリーダーがいて、中学生・高校生のお兄さん、お姉さんが小学生と一緒に遊びに行くような活動があったのですが、今は取り組んでいない地域がほとんどのようです。田原地域のような取り組みを市全体で広めていければ、いじめの減少につながるのではないかと考えます。具体的な活動内容について教えていただけますでしょうか。

中村委員：私もライフセーバーズのメンバーです。私はあまり乗る機会がありませんが、青色パトロールカーを活用して見回りをしています。最近では、子どもの呼びかけを録音したものを流して、啓発しています。以前は夜に見回ることが多かったのですが、今は、昼間、子どもがいる時間に回るようにしています。明るい時間に不審者が出るが増えていることがあり、少しずつ変えています。今年は新型コロナウイルスの影響でできませんが、屋台村、とんど祭り、盆踊りなどの各行事に出店して、子どもたちと接するようにしています。また、夏休みに入る今の時期に、深夜パトロールを子どもと一緒にしています。青少年指導員も協力しています。

事務局：メンバーは増えていますか。

中村委員：若い人を取り込むように声をかけ、30代から50代の人が増えました。

会長：地域に根差した活動をされていらっしゃるようですね。他にご質問はありますか。では、他に事務局からございますか。

事務局：次回の会議についてお知らせいたします。本会議は年に2回を予定しております。次回は、冬休み前ということで、12月に開催予定です。近づきましたら通知を送付させていただきます。

会長：それでは、次回は冬休み前に開催するという事です。よろしく願いいたします。そうしましたら、本日予定しておりました案件はすべて終わりましたので、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。

事務局：小寺会長初め、委員の皆様どうもありがとうございました。

<閉会>